

知立市地域防災計画（風水害編対策計画）新旧対照表

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
10	1	3	2	<b>第4項 自衛隊</b> 表中 機関の名称：陸上自衛隊豊川駐屯部隊 ケ 炊飯及び給水を行う <u>（新設）</u> コ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う サ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う シ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う	<b>第4項 自衛隊</b> 表中 機関の名称：陸上自衛隊豊川駐屯部隊 ケ 給食及び給水を行う コ 入浴支援を行う。 サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う	防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】
20	2	2	1	<b>第1項 知立市における措置</b> （5）水災害連携の連絡会・協議会 <u>（新設）</u>	<b>第1項 知立市における措置</b> （5）水災害連携の連絡会・協議会 ウ 流域治水協議会 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（流域治水）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。	防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】
21	2	2	3	<b>第1項雨水出水浸水想定区域の指定</b> 水防法に基づき、 <u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、（略）</u>	<b>第1項雨水出水浸水想定区域の指定</b> 水防法に基づき、 <u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、（略）</u>	水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため。【県計画】
29	2	4	2	<b>第2項 水道</b> （1）実施内容 ア～カ（略） <u>（追加）</u>	<b>第2項 水道</b> （1）実施内容 ア～カ（略） キ <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —1—

31	2	5	新設	(新設)	<b>第2節 建築物の強風対策</b> <b>第1項 知立市における措置</b> <u>建築基準法の告示(瓦屋根に係る基準)改正に伴い、市内全域を対象とし、建築物の強風対策を推進する。</u>	建築課における活動の反映等【市計画】
34	2	7	1	<b>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</b> (6) 防災中枢機能の充実 市は保有する施設、設備について、 <u>(追記) 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</u> (7) 防災関係機関相互の連携 <u>(追加) 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、(略)</u> <u>(新設)</u>	<b>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</b> (6) 防災中枢機能の充実 市は保有する施設、設備について、 <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</u> (7) 防災関係機関相互の連携 <u>ア 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、(略)</u> <u>イ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> <u>ウ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるも</u>	防災基本計画の守勢を踏まえた修正【県計画】

					<u>のとする。</u>	
43	2	9	1	<p><b>第1項 知立市における措置</b></p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>(追記)</u></p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備等</u></p>	<p><b>第1項 知立市における措置</b></p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】</p>

46	2	9	2	<p><b>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は(中略)この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は(中略)この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正【県計画】</p>
54	2	11	2	<p><b>第1項 知立市における措置</b></p>	<p>第1項 知立市における措置</p>	<p>表記の整理【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

		<p>(2) 防災に関する知識の普及          防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、(中略) 図るものとする。  <u>(追記)</u></p> <p><u>さらに</u>、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、(中略)、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進          災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承          市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。          また、教訓を後世に伝えていくため、災害に</p>	<p>(2) 防災に関する知識の普及          防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、(中略) 図るものとする。  <u>また、県は自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p><u>加えて</u>、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、(中略)、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進          災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>(削除)</u>るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等<u>(削除)</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承          市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。          また、教訓を後世に伝えていくため、災害に</p>	<p>(防災人材育成の主体等)</p>
--	--	--	--	---------------------

				<p>関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	
54	2	11	3	<p><b>第1項 県、知立市及び国立・私立学校管理者における措置</b></p> <p>(1) 学校教育における防災教育</p> <p>災害の種類及び原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難方法等自主防災思想のかん養を図るため、(略) 子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。<u>(追記)</u></p>	<p><b>第1項 県、知立市及び国立・私立学校管理者における措置</b></p> <p>(1) 学校教育における防災教育</p> <p>災害の種類及び原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難方法等自主防災思想のかん養を図るため、(略) 子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。<u>また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】</p>

66	3	1	1	<b>第1項 知立市における措置</b> <b>(2) 職員の動員</b>	<b>第1項 知立市における措置</b> <b>(2) 職員の動員</b>	表記の整理【市計画】 非常配備の種別ごとに分かりやすいようキーワードを追加。																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔警戒レベル2相当〕 第一非常配備</td> <td>1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>情報収集活動のため、別途定めた非常配備編成表に基づき1ヶ班以上の人員をもって当たる。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>〔警戒レベル3相当以上〕 第二非常配備</td> <td>1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>情報収集及び応急対策のため、別途定めた非常配備編成表に基づき2ヶ班以上の人員をもって当たる。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>〔警戒レベル5相当〕 第三非常配備</td> <td>1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。</td> <td>別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。</td> <td>災害対策本部設置</td> </tr> </tbody> </table>	種別		配備時期	配備内容	摘要	〔警戒レベル2相当〕 第一非常配備	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集活動のため、別途定めた非常配備編成表に基づき1ヶ班以上の人員をもって当たる。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置	〔警戒レベル3相当以上〕 第二非常配備	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策のため、別途定めた非常配備編成表に基づき2ヶ班以上の人員をもって当たる。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置	〔警戒レベル5相当〕 第三非常配備	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一非常配備 (注意体制)</td> <td>1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>第二非常配備 (警戒体制)</td> <td>1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>第三非常配備 (非常体制)</td> <td>1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。</td> <td>別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。</td> <td>災害対策本部設置</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第一非常配備 (注意体制)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置	第二非常配備 (警戒体制)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。
種別	配備時期	配備内容	摘要																														
〔警戒レベル2相当〕 第一非常配備	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集活動のため、別途定めた非常配備編成表に基づき1ヶ班以上の人員をもって当たる。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置																														
〔警戒レベル3相当以上〕 第二非常配備	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策のため、別途定めた非常配備編成表に基づき2ヶ班以上の人員をもって当たる。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置																														
〔警戒レベル5相当〕 第三非常配備	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置																														
種別	配備時期	配備内容	摘要																														
第一非常配備 (注意体制)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置																														
第二非常配備 (警戒体制)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置																														
第三非常配備 (非常体制)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置																														
72	3	2	1	<b>第3項 気象警報等の伝達系統</b> <b>(1) 通常の場合</b>	<b>第3項 気象警報等の伝達系統</b> <b>(1) 通常の場合</b>	気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正【県計画】																											

			<p>気象庁本庁又は名古屋地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船</li> <li>中部空港海上保安航空基地 → 船</li> <li>愛知県警察本部 → 安城警察署 → 知</li> <li>愛知県 (県防災行政無線) → 知</li> <li>西日本電信電話株式会社 → 立</li> <li>消防庁 → 市</li> <li>日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) → 民</li> <li>報道機関 (放送等) → 民</li> <li>(中部日本放送・東海テレビ放送・名古屋テレビ放送・テレビ愛知・中京テレビ・中日新聞本社・朝日新聞名古屋本社・毎日新聞中部本社・読売新聞中部支社・日本経済新聞名古屋支社・共同通信名古屋支社)</li> <li>携帯電話事業者 (緊急通報メール) → 等</li> <li>国土交通省機関 → 等</li> </ul> <p>(東海旅客鉄道・中部電力・東邦ガス・名古屋港管理組合・名古屋鉄道 近畿日本鉄道名古屋事業本部名古屋輸送統括部・名古屋高速道路公社 愛知県道路公社)</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急通報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>気象庁本庁又は名古屋地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船</li> <li>中部空港海上保安航空基地 → 船</li> <li>愛知県警察本部 → 安城警察署 → 知</li> <li>愛知県 (県防災行政無線) → 知</li> <li>西日本電信電話株式会社 → 立</li> <li>消防庁 → 市</li> <li>日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) → 民</li> <li>報道機関 (放送等) → 民</li> <li>(中部日本放送・東海テレビ放送・名古屋テレビ放送・テレビ愛知・中京テレビ・中日新聞本社・朝日新聞名古屋本社・毎日新聞中部本社・読売新聞中部支社・日本経済新聞名古屋支社・共同通信名古屋支社)</li> <li>携帯電話事業者 (緊急通報メール) → 等</li> <li>国土交通省機関 → 等</li> </ul> <p>(東海旅客鉄道・中部電力・東邦ガス・名古屋港管理組合・名古屋鉄道 近畿日本鉄道名古屋事業本部名古屋輸送統括部・名古屋高速道路公社 愛知県道路公社)</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	
78	3	2	<p>2</p> <p><b>第1項 知立市における措置</b></p> <p>(1) 避難情報 カ 事前の情報提供</p> <p>(略) 特に、台風(追記)による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p>	<p><b>第1項 知立市における措置</b></p> <p>(1) 避難情報 カ 事前の情報提供</p> <p>(略) 特に、台風や線状降水帯による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】</p>



				<p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>(追記)</u></p>	<p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p>	
118	3	6	2	<p><u>(新設)</u> 第2項 応援協力関係</p>	<p><b>第2項栄養指導等</b></p> <p><u>(1) 県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>第3項 応援協力関係</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】</p>